

子どものために！ 離婚前 必ず取り決め 養育費

～ 養育費を受け取るために、公正証書を作りましょう ～

養育費は子どもが健やかに成長するために必要なお金です。
養育費の取り決めは、離婚の際に話し合しましょう。あわせて公正証書を作りましょう。
公正証書は、養育費の不払いがあったとき、裁判所が強制執行による養育費の回収をするために必要な書類です。

ステップ1 「子どもの養育に関する合意書」を作りましょう



- ☞金額、支払期間、支払時期など
- ※様式は、法務省のホームページをご確認ください。
「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」

ステップ2 公正証書を作りましょう（※債務名義）

- ☞裁判所へ強制執行を申し立てするために必要な書類です。
公正証書は公証人（国家公務員）が作成します。
- ※福島公証人合同役場：福島市中町5番18号
福島県農林会館1階
Tel 024-521-2557

～ もし、養育費の不払いがあったら ～

ステップ3 執行証書を受け取りましょう



- ☞公証人合同役場から、公正証書にもとづいた執行証書を作成してもらいます。

ステップ4 裁判所へ申し立てをしましょう（執行証書が必要！）



- ①裁判所が相手呼び出します（財産開示手続）
 - ☞相手の財産を明らかにさせます。
- ②裁判所が相手の財産に関する調査をします（情報取得手続）
 - ☞金融資産や不動産、勤務先などの情報を取得します。

ステップ5 裁判所が相手の財産に対して強制執行をします

- ☞裁判所が相手の資産、給与等を差し押さえます。

※今までは、本人が相手の財産を特定しないと強制執行ができませんでした。
しかし、令和2年4月の法改正により、裁判所が本人に代わって相手の財産を特定することができ、速やかに強制執行をすることができるようになりました。